

田辺市文化賞の受賞者が決定しました

問合せ 秘書課 秘書係 (☎ 0739-26-9910)



略歴

昭和39年 和歌山県立田辺商業高等学校 卒業
 昭和48年～ 有限会社あおい書店 代表取締役
 平成20年～ 熊野歴史懇話会を運営

主な出版物【※あおい書店として】

昭和55年 『田辺 ふるさと再見』
 編/田辺刊行会
 平成29年 『日露戦争を伝える牟婁新報号外』
 編/熊野歴史懇話会
 令和2年 『古の田辺・熊野古道の風景』
 企画/熊野歴史懇話会
 解説/久保卓哉 監修/橋本観吉 彩色/多屋朋三
 など多数



た や ともぞう 多屋 朋三氏
 (下屋敷町)

田辺市文化賞受賞コメント

この度、田辺市文化賞受賞のご連絡をいただき、有難くお受けさせていただくことといたしました。書店を経営して70年になり、関連の出版に携わって45年の間、郷土資料の出版や復刻を行うなかで、先輩や先生方、友人に支えられてやってこられましたことを幸せに思っております。これからも皆様のお力添えのもとで、資料の収集と出版を微力ながら続けてまいりたいと思います。最後に、この賞をいただく事になりましたことを深く感謝する次第です。ありがとうございました。

略歴

昭和34年 和歌山県立田辺商業高等学校 卒業
 昭和40年 合気道田辺道場 道場長
 平成12年 和歌山県合気道連盟 副理事長 (平成24年まで)
 平成14年 田辺市体育連盟 副会長 (平成21年まで)
 平成21年～ 植芝盛平翁顕彰会 理事長
 平成24年 和歌山県合気道連盟 理事長 (平成31年まで)
 平成24年 全日本合気道連盟 理事 (平成31年まで)
 平成31年～ 和歌山県合気道連盟 副会長

受賞歴

平成31年 第57回和歌山県スポーツ賞 功労賞
 令和2年 日本武道協会賞 武道功労賞



こ み た せいじ 五味田 聖二氏
 (稲成町)

田辺市文化賞受賞コメント

今回の田辺市文化賞の連絡をいただいた時、他に素晴らしい業績をお持ちの方々がいる中、私で良いのかと戸惑いました。昭和28年に開祖植芝盛平翁先生にご指導いただいてから67年、昨日のごとき思い出されます。本年、植芝盛平記念館が併設された武道館が完成しました。この武道館を拠点として、より多くの方に翁先生のことを知っていただければ幸いです。最後に、今回の受賞を一層の励みとし、合気道の発展の為に頑張りたいと思います。ありがとうございました。

市では、昭和45年に創設した「田辺市文化賞」の制度を継承し、毎年、この時期に市の文化（学術、芸術、体育、生活文化等）の発展に貢献された方に本賞を贈り、その功績をたたえております。創設から51回目を迎えた本年は、長年にわたり合気道に身を捧げ、当地と縁深い合気道の発展に寄与された五味田聖二氏と、当地方に関する史料の収集や研究に傾注し、地方文化の発展に寄与された多屋朋三氏のお二方に本賞をお贈りすることに決定しました。

【受賞者の紹介】

昭和15年、西牟婁郡田辺町(現田辺市)に生まれる。氏と合気道の関わりは、昭和28年(当時13歳)にまで遡る。田辺署の道場を訪れた際、植芝盛平翁が、警察官を軽々と投げ飛ばす光景に衝撃を受け、入門する。以来、現在に至るまでの65年以上の長きにわたり、合気道に人生を捧げてきた。昭和40年(当時25歳)の時に合気会五段位を取得。盛平翁から、高山寺にある田辺道場長に任命される。昭和56年には、稲成町に「合気道田辺道場(稲成道場)」を開設し、以来、現在に至るまで道場長として多数の門下生を指導するとともに、地域内の道場にも出向き、合気道の普及に励んでいる。その他、和歌山県合気道連盟の要職を務めるとともに、平成21年から植芝盛平翁顕彰会理事長、平成24年からは全日本合気道連盟理事にも就任し、植芝盛平翁

を顕彰する「合気道国際奉納演武」の開催に尽力するなど、国内外における合気道競技の普及及び発展にも大きく貢献している。また、平成18年に八段位を取得。八段位の現役指導者は、合気道本部道場(東京都新宿区)でも僅か8名しかいない。

令和元年に開催された「ねりんピック紀の国わかやま2019」では、全国から約250名が演武を披露する交流大会が実施され、氏は関係機関・団体との調整のほか、交流大会で監督的な役割を務めた。武道指導充実に係る地域外部指導者として、田辺市で合気道を授業に取り入れている中学校6校のうち5校において、保健体育科教員と連携して指導を行うなど、合気道と共に人としてのさらなる高みを志すその姿は多くの人々から信望を集め、合気道の普及・伝道師としてのその功績は多大である。

【受賞者の紹介】

昭和20年、田辺市に生まれる。氏は、あおい書店の代表取締役として、一般的な書籍等を販売する傍ら、これまで実に40年以上にわたり、営利を度外視して主に明治、昭和初期の郷土に関する史料の収集や研究、そしてそれらを元にした復刻版や郷土図書の刊行を続けられてきており、地方史研究に対する熱意とその実績は称賛に値する。

その代表例として、平成29年に発行された『日露戦争を伝える牟婁新報号外』(熊野歴史懇話会編)が挙げられる。この史料は、西牟婁郡田辺町(現田辺市)で創刊された地方新聞「牟婁新報」が発行した日露戦争に関する「号外」を復刻したものである。「牟婁新報」については、社長・主筆である毛利柴庵、記者として在職した荒畑寒村や菅野スガ等の論説のほか、南方熊楠や大石誠之助なども有力な投稿者の一人として論陣を張る。不二出版から出された『牟婁新報復刻版』には、この「号外」が収録されておらず、「牟婁新報」や同時代を研究する関係者から高い評価を受けている。この「牟婁新報」号外は、朋

三氏が祖母の百回忌に持ち物を整理している際に偶然見つけたものである。原本となるこれらの史料は、その一枚一枚を長い紙に糊でつなぎ合わせた巻物の形で保存されており、約40mにもなる長さであったが、少し触れるだけで破れるほど脆くなっていたことから、牟婁新報研究者の池田千尋氏(※第49回田辺市文化賞受賞者)の助言により、田辺市立図書館に寄贈して保存が図られることとなった。この時に氏は、斯界に貢献するためにも、この号外185枚を一冊の本として出版すべきと決断したといい、今でも、その行動に賛嘆の声が寄せられている。

地域の歴史や文化を伝える資料の中には、時の流れの中で忘れ去られたまま、あるいはその存在すら知られることもなく、私たちの前から消えていくものも少なくないが、氏は、当地方の歴史や記録を丁寧に掘り起こし、復刻資料として世に送り出してこられた。氏の努力の積み重ねにより貴重な資料の保存が図られ、そして広く市民にその記録を目にすることを可能にしたその労力と熱意、功績は多大である。

新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援事業の申請期限が迫っています（12月25日金まで）

問合せ 下記参照



- 田辺市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策奨励金**
- 市内の飲食店・カラオケ店・宿泊施設において、県の感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、店内での対策内容を店舗入口等に掲示する事業者に対して、奨励金を交付します。
- 申請期限 12月25日金まで
 - 支給要件
 - ◇市内の飲食店・カラオケ店・宿泊施設であること
 - ◇将来にわたり営業を継続すること
 - ◇和歌山県感染拡大予防ガイドライン遵守事項のうち、10項目以上に取り組むこと
 - ◇感染拡大防止対策の内容を店舗・施設の入口等に掲示すること
 - 交付金額 5万円（1店舗又は1施設）
 - 申請書類
 - ◇奨励金交付申請書
 - ◇誓約書
 - ◇店舗・施設の位置図及び営業等許可証の写し
 - 請求書類
 - ◇完了報告書（後日、職員が訪問確認します。）
 - ◇感染拡大防止対策の内容が分かる店舗・施設の外観及び店内写真

- 田辺市小規模事業者事業継続支援給付金**
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の抑制により、売上げが減少している小規模事業者に対し、事業の継続を支援するための給付金を交付します。
- 申請期限 12月25日金まで
 - 給付条件
 - ◇市内で飲食業や小売業、宿泊業などを営む小規模事業者（商業者）であること
 - ◇令和2年1月から同年6月までの期間のいずれかの1月における売上金額が前年同月の売上金額と比較して30%以上減少していること
 - ◇市内に住民登録（令和2年5月1日現在）及び事業所を有する個人事業者又は市内に本店を有する法人であること
 - ◇市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること
 - 給付金額 10万円（1事業者）

まずはお気軽にご相談ください！



【共通事項】
 申請書等を左記へ郵送又は直接提出してください。申請書及び申請要領は、左記及びホームページから取得できます。

商工振興課（本庁舎別館3階）
 〒646-8545
 新屋敷町1
 ☎0739-26-9970
 ☎0739-22-9898
 FAX 0739-22-9898
 http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/index.html

- 新型コロナウイルス感染症対策事業応援補助金 感染拡大防止対策特別枠**
- 上記「田辺市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策奨励金」の対象となる事業者で、要件を満たした場合は、感染拡大防止対策に必要な経費に対し、「新型コロナウイルス感染症対策事業応援補助金 感染拡大防止対策特別枠」がご利用いただけます。
- 申請期限 12月25日金まで
 - 補助対象経費
 - 消毒液、アクリル板、空気清浄機など感染拡大防止対策に必要な経費
 - 補助金額
 - 上限額10万円（感染拡大防止対策に必要な経費の3分の2）
 - 申請書等を左記へ郵送又は直接提出してください。申請書及び申請要領は、左記及びホームページから取得できます。
 - 新たな営業室（本庁舎3階）
 ☎0739-33-7714
 http://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeigyuu/index.html

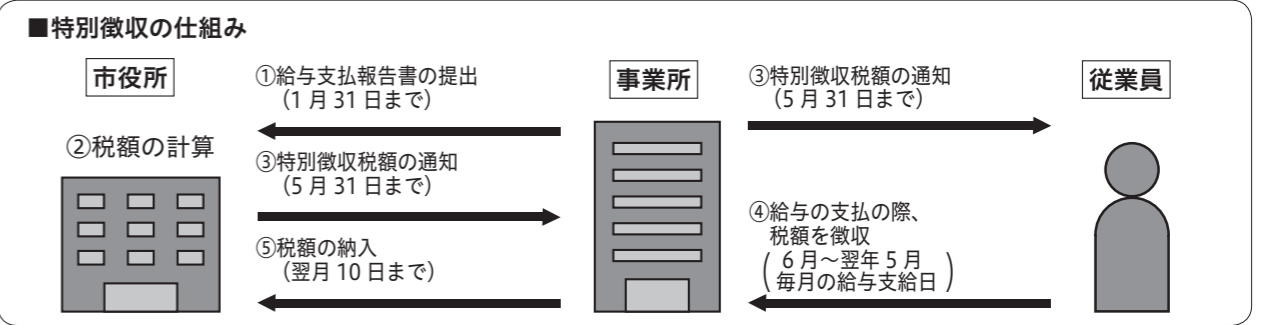
個人住民税の特別徴収の実施と令和3年度（令和2年分）給与支払報告書の提出について

問合せ 税務課 市民税係 ☎0739-26-9920



- 個人住民税の特別徴収を実施します**
- 個人住民税の特別徴収とは？
 事業所（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員の方（給与所得者）に正規雇用だけでなく、非正規雇用も含むが納めるべき個人住民税を毎月の給与の支払時に徴収（天引き）し、市区町村に納入していただく制度です。
- どのような場合に特別徴収義務者になるのでしょうか？
 地方税法の定めにより、所得税の源泉徴収義務者である場合は、個人住民税についても特別徴収の義務があります。
- ただし、次の場合は普通徴収（従業員の方が自分で納付）とすることができません。
- ◇退職者又は退職予定者（5月末日まで）
 - ◇給与支給額が少なく、個人住民税額を引ききれない
 - ◇給与の支払が不定期（毎月支給されていない）
 - ◇他の事業所で特別徴収されている（乙欄）
- ※普通徴収とする場合は、給与支払報告書と一緒に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を必ず提出してください。

- 特別徴収のメリット
 従業員の方にとっては、毎月給与から徴収されるため、わざわざ金融機関へ納税に向く手間を省くことができます。また、普通徴収は年4回払いに對して、特別徴収の場合は、1年分の税額を12回に分けるため、1回当たりの納付額が少なくなります。
- 事業所にとっては、従業員の方それぞれの個人住民税額は、市区町村で計算しお知らせしますので、所得税のように年末調整をするなどの手間がかかりません。
- ※住民税をはじめとする地方税は、皆さんの身近な行政サービスに使われています。適正な課税事務の遂行のため、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願いたします。



※従業員の方が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。
 ※提出期限日が土曜日の場合、これらの日の翌日をもってその期限とみなします。

- 令和3年度（令和2年分）給与支払報告書を提出してください**
- 提出期限 令和3年2月1日
 - 提出先 令和3年1月1日現在における従業員の方の住所地の市区町村です。市の場合は、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ直接お持ちいただくか、左記へ郵送してください。
 - 個人事業主の方が提出する場合は、事業主ご本人の個人番号と本人確認の書類が必要となります。
 - 番号確認及び本人確認を行う時に使用する書類の例
 - ◇個人番号カード（番号確認＋本人確認）
 - ◇通知カード等（番号確認）＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証等（本人確認）
 - ※代理人が提出される場合は、事業主ご本人の個人番号が確認できる書類（写しでも可）と代理人の確認書類（税務代理権限証書・税理士証票等）が必要となります。
 - 受付場所 税務課 市民税係（本庁舎2階）
 〒646-8545 新屋敷町1

新庁舎北側交差点の改良工事について

問合せ 新庁舎整備室 (☎ 0739-34-3336)



新庁舎北側交差点は、商業施設の跨道橋を撤去し、現在の立体交差から平面交差に交差点改良をすることで、利便性を高めるとともに、信号処理等の変更により、安全性が確保できるような整備することとしています。

なお、工事期間は令和3年3月～令和4年3月頃を予定しています。

交差点改良により、各方面からの出入りは下図のとおりとなります。

また、新庁舎の西側道路は、南側から降りてきた場合、現在の進行方向は紀伊田辺駅方面への左折のみとなっていますが、本工事により、紀伊新庄駅方面にも、宝来町方面にも進行できるようにとなります。

なお、西側道路につきましては、新庁舎整備期間中（令和3年3月から新庁舎建築工事完成まで）は通行止めとなりますので、ご不便をおかけしますがご了承ください。



▼紀伊田辺駅方面及び宝来町方面からの出入り



▼紀伊新庄駅方面からの出入り



紀伊田辺駅方面及び宝来町方面から新庁舎への車の進入経路については、左図のように、進入がしやすくなるよう、交差点内に新たに右折レーンを設置します。

紀伊新庄駅方面から新庁舎への車の進入路については大きな変化はありませんが、帰りは左図のように、西側道路から新庄駅方面への右折が可能となります。

災害時の生活用水の確保にご協力いただける井戸を募集します

問合せ 下記参照



万一の災害時に長期間水道が断水状態になった場合、被災者への生活用水を確保するため、災害時生活用水協力井戸としてご登録いただける井戸を募集しています。

※飲用ではありません。

■登録要件

- ◇市内にある個人又は事業所所有の井戸であること
- ◇現在、井戸として使用しており、今後も引き続き使用を予定しているものであること
- ◇屋外等で使用しやすい場所であること
- ◇外部からゴミや土砂、汚染水等の侵入を防ぐ井戸枠等があること
- ◇井戸を汚染するようなものが周囲にないこと
- ◇井戸水の色、濁り、臭い等、生活用水としての用途に不適當な水質でないこと
- ◇周辺地区の自主防災組織等への情報提供、市の広報紙やホームページ等に情報を掲載することに同意できるものであること

◇本制度の趣旨を理解し、賛同した所有者のものであること



◇その他登録に不適當な理由がないこと

☎左記問合せ先まで、ご連絡ください。要件を満たすと思われる井戸について、所有者の方と日程を調整の上、現場確認など、職員が訪問し登録に向けた作業を実施します。

■登録後について

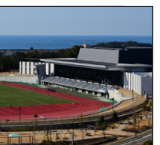
本登録制度の要綱に基づき、ご協力をお願いします。また、市から配布する「災害時生活用水協力井戸」の標識を設置してください。

☎環境課 環境対策係
☎0739(26)9927

◇各行政局 総務課
☎19ページ参照

新春長距離走の参加者を募集します (※今年度は、田辺・西牟婁郡在住の方のみを対象とします)

問合せ 下記参照



☎令和3年1月9日①
※小雨決行、荒天時中止(予備日 1月10日②)

☎受付 7時50分～8時20分

◇競技開始 9時～

◇終了予定 13時30分

場田辺スポーツパーク陸上競技場

☎当日、受付までご持参ください。

- ◇小学生 2000円
- ◇中学生 3000円
- ◇高校生 4000円
- ◇一般 5000円

☎アスリートランキングからお申込みができる方

下記アスリートランキングホームページからお申込みください。

※編成に必要となりますので、資格記録(最近の記録)を入力してください。

◇アスリートランキングからお申込みができない方
氏名、ふりがな、性別、部門・種目、学校又は所属、学年(一般の場合は年齢)、最高記録、ゼッケン・ナンバーカード番号(お持ちの方のみ)、電話番号をご記入の上、下記へ郵送又はF

A・X・Eメールでお申し込みください。

※詳細は、左記スポーツ振興課ホームページをご確認ください。

■申込期間
12月23日③まで

☎スポーツ振興課 市民スポーツ係
〒646-0061
上の山一丁目23-1-1
田辺スポーツパーク管理事務所
☎0739(25)2531
☎0739(25)0387
✉sports@city.tanabe.lg.jp
☎http://www.city.tanabe.lg.jp/sports/
◇アスリートランキングホームページ
☎http://www.athleteranking.com/

